6. 9. 9
2980

羽田町民諸君に訴ふ

全羽田の町民諸君！

吾々羽田コンクリート工場從業員は、いま八月の炎熱下に、あらゆる困苦と戰ひながら爭議團を結成して、厳乎たる決意のもとに工場主と對峙してゐるのであります。何が故に吾々は戰ひの火蓋を切らざるを得なかつたか？茲に、遂に爭議開始の止むなきに至つた理由と、爭議開始以來の經過を述べ、工場主の從業員に對する不當振り、横暴振りを暴露することにより、吾々爭議團員の正しき立場に對して世間の同情と理解を求むべく、聰明なる諸君の正義心に訴へんとするものであります。

▲爭議の原因

爭議の原因は、去る七月二十五日、突如として行はれた從業員四名の解雇であります。解雇の理由として工場側が擧げるところは、ただ單に「喧嘩をしたから」といふのであります。諸君！今の世の中にただ喧嘩をしたといふだけの理由でもつて、この失業洪水のときに際し從業員の生活權を奪ひ去るが如き無謀なる工場主があるでせうか。而もその喧嘩たるや、工場内に於いて行はれたものではなく工場外で起きたことであり、更に喧嘩の當事者は二名で、他の二名はそれを見てゐたに過ぎないのであります。これは誰が何んと言つても、絶對に不當解雇でなければならない。ところで、何が工場主前波虎五郎をして斯かる不當解雇を斷行するに至らしめたか？それは即ち工場日頃の不正が從業員の間に知れわたり組合運動が起ることを恐れたからであります。不正とは何か！

工場は一般並みに、毎月從業員に支拂ふ給料のうちから健康保險料を差引きますが、この保險料を差引かれた限り、從業員は當然その月から健康保險に加入したことになるのは言ふまでもありません。然るに工場は、この間に實に驚くべき不正行爲を敢てしてゐるのであります。即ち工場は、給料から差引いた一定期間の保險料をカスメ取るのである。それは、例へば三月から保險料を差引いておきながら五月十五日の日付になつてゐる保險證書を渡すといふ方法でありまして、この場合、その從業員から差引いた保險料二ケ月分は、明かに工場主が着服したのであります。不正工場主は斯んな詐欺行爲をやるのです。

然し從業員もバカではない。最近從業員の一部に健康保險に關する工場不正行爲を云々する者が出て來たのであります。茲に於て彼工場主は自らの不正がバクロされることを恐れて問題捏造、即ち「ケンカをした」との理由のもとに自分にとつて「危險な人物」を情容赦もなく解雇したのであります

右の不當極まる解雇こそ今回の爭議の直接の原因であります

▲その後の經過

雄

通り

事業主